

## 第三国定住事業における受入れの現状に関する資料（抜粋） 追記版

### ○受入れ対象に関するもの

#### 第三国定住による難民の受入れの実施について（平成 26 年 1 月 24 日閣議了解）

（前文）我が国においても引き続き、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、平成 27 年度から次の措置を採るものとする。

#### 2 第三国定住による難民に対する定住許可条件

次に掲げる者について、定住を目的とする入国を許可することができるものとする。

##### （1）マレーシアからの第三国定住による難民の受入れ

マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア 国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者

イ 日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子

#### 第三国定住による難民の受入れに関する候補者リストの提供について（法務省依頼文書）

#### 1 推薦要件

（3）次のいずれかに該当すること。

ア 両親及び子ども又は夫婦のみにより構成される、血縁関係を有し、生計を同一とする家族であり、生計維持者が就労意欲を有し、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれる者であって、家族単位で自立の見込みがあること

イ 上記アと同居する血縁関係を有する両親（夫婦）の親又は未婚の兄弟姉妹であって、就労意欲を有し、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれること

（4）犯罪歴がないこと（政治犯罪を除く。）

（5）社会生活を営むに足りる程度の健康を有すること

（6）ミャンマー語、英語又は日本語のいずれかの言語による日常会話が可能であること（来日の翌年度の 4 月に就学年齢に達しない児童を除く。）

（7）薬物又はアルコールの依存的使用がないこと

## 第三国定住に関する有識者会議報告書（平成 26 年 1 月）

### 第 2 受入れについて 3 受入れ条件（3）単身者

○ 第六陣以降当面は、核家族を前提とした受入れを継続することとし、将来的には、新しい支援体制の定着状況や受入れ対象地域の難民の希望等を踏まえつつ、単身者にふさわしい定住支援体制の在り方とともに、単身者の受入れについて検討すべきである。

### ○受入れ人数等に関するもの

## 第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について （平成 26 年 1 月 24 日難民対策連絡調整会議決定）

### 第 1 具体的な実施方法

- 1 平成 26 年閣議了解 2（1）に基づき受け入れる第三国定住による難民（以下「第三国定住難民」という。）の人数等
  - （1）マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受入れの対象とし、年に1回のペースで、1回につき約 30 人（家族単位）の範囲内で受入れを行うこととする。
  - （2）（1）における「家族」とは、主たる申請者のほか、その配偶者、主たる申請者又はその配偶者の子及び主たる申請者又はその配偶者の親又は未婚の兄弟姉妹であって、日本社会への適応能力があり、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるものからなるものをいう。

### ○家族呼び寄せに関するもの

## 第三国定住による難民の受入れの実施について（平成 26 年 1 月 24 日閣議了解）

### 2 第三国定住による難民に対する定住許可条件

#### （2）タイからの家族呼び寄せ

タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア UNHCR が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者

イ 「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」（平成 20 年 12 月 16 日閣議了解）に基づき受け入れた第三国定住による難民の親族であって、相互扶助が可能と認められるもの

## 第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について

(平成 26 年 1 月 24 日難民対策連絡調整会議決定)

### 第 3 第三国定住難民の家族呼び寄せ

#### 1 タイからの家族呼び寄せ

(1) タイの難民キャンプから受け入れた第三国定住難民がその家族の呼び寄せを希望する場合において、同人とその家族との相互扶助によりそれぞれの生活を自ら維持していくことが可能であると認められるときは、その家族を受け入れることができるものとする。

(2) (1) により受け入れる家族は、タイのメーラ・キャンプ、ヌポ・キャンプ、ウンピナム・キャンプ、メラマルアン・キャンプ及びメラウウ・キャンプに滞在するミャンマー難民とする。

#### 2 その他

マレーシアから受け入れる第三国定住難民が、将来的に我が国において自立定住して扶養能力を有することが認められるようになった場合の相互扶助を前提とした家族呼び寄せについて、今後、具体的に検討していくこととする。